

東照宮御遺訓附録

東照宮御遺訓附録

一 相国秀忠公は小松大臣以来の賢君たりといへとも 家康公には及はせ給八ぬと知恵の深き人は論せし也 家康公御徳儀の厚く御知恵の深き事甚すくれさせたまふ、もろこしハしらす、日本に八昔より天下を初て平けたまひし人多けれ共 家康公に及人なし、凡天下を草創したまふ元祖は必寄代(希)の英雄なり、然共其子孫たる人必其元祖の成法を能(よく)つゝしみ守りて失わさる時は千世万代を能長久すへし其元祖の能法を捨て新敷改る時は危亡の

小松大臣||平重盛の別称

基なりと智有人は言り

一 東照宮の御言に曰、(いわく)乱世に武を嗜ハ不珍、(假)緞(たとえ)ハ鼠の

人に取りへらるゝを苦しみて人に喰付かことし

治世に武道を嗜を誠の武道を好む人といつ(ひ)つ

へしと仰ける、司馬法に曰、国大成といへ共戦を好む

時はかならず亡ふ、天下安しといへとも戦を志るゝ

時はあやうしと言り、太平の時も戦を不志か武

道をしれる人なりと或人いへり

一 夫仰に曰、農工商は国の宝なり、第一農人の

苦しみハ一粒百切功とて去年の秋より種を取、春ハ

田をかゑし夏ハ草きり風寒暑湿を凌シき様々

の苦勞をして秋は稻と成、米となして君に奉り諸人を救ひ養ふ、真に莫太の苦勞又莫太の勲功也、此故に君子ハ一たび飯を食するにも民の苦勞を不忘又民をまれにつかひて若やむ事を不得して民をつかふ時は民の隙を用ゆへし、民ハ是国の本也、そこなふへからず本かたければ国やすしといへり

一 又言、治国にハ武家の風、公家のことく柔弱に成  
武道を忘れ偏に詩歌を専とし我家業を廢  
する時は家をほろほす物也、此理を不知して近代  
にも西国に大内、東国に上杉・今川など武を失ひ

公家のことくに成てほるひし也、又天子に八後鳥羽院・後醍醐の天皇いはれさる戦を好給ひ御位を失ひ給ふ、就中大将武道無案内にて一戦にて打負れは罪なきみとり子共たちまち死亡する八古来のためしたり、依之我家に武道不案内成者大に不用也、凡武道不嗜者八恥を不知なり、恥を不知者八義理なし、無義理者八虚言多し、虚言多き者八必臆病也、臆病成者八奢安し、をこりやすき八免り安し、如斯成侍味方と成て八多八逆心(ママ)をなす敵と成て八恐るゝにたらす

一 又曰、大将八文武一致を知り軍法の二字にもと

つきて政道を立、各家職を能つとむる者を用ゆへし

一家康公八四民共に家業を能勤る者を好ミ給ふ農工商にも勝れたる者に八御目見被仰付者多し、又諸芸の名人を賞したまひ、何の芸能にても能者の埋れさる様に思しける故に諸道の名諸人もあらはれしなり

一家康公の言、主君臣の座に有時八其家失ふ、臣下君に似する時八其臣国を亡す、近代のことわさに(葉)関東に千葉、千柴に原、原に高木とて千葉八主なれとも領地五六万石、原八千葉か家老なれと

も貳拾万石、高木八原か家老なれとも三四十万石知行せしと也、君臣三人の領地合百万石に近き知行也、是を千葉一人に任せたらは君臣共に亡ふましきに、君臣上下の次第乱し故悉く滅亡せり君八威勢を失ふへからず、臣八威勢をほしひまゝにすへからず

一 家康公八御先祖の御政道少も御違不被成、若又前に勝て能事あれは旧き改事を政給ひし也  
甲州へ入給ひても武田の家法を御用(おんもちい)、関東江御入国の時八北條の家法を用給ひし故民したかひなつきて国速に治り、只年貢の納様計他家に替り

かるく取給ふ、此故に他国を御領分に被成候得八民  
たちまちに思(ムカ)ひ付と也、古例を守八勿論能事な  
れ共若古例の悪を用る八愚かなり、古例を破る  
八非也、古例にかゝ八る又非なりと被仰ける

一 権現様竹千代様と申奉りし頃、尾州熱田の町人  
くる川と言へる小鳥物まねを能するを指上けれ八  
近習の老若共に此鳥の音を聞て感にたえたり  
然る処に竹千代様被仰出八、珍敷小鳥満足に思召候  
得共此小鳥八汝に御返し被成候間持帰り候へとの御  
意也、此町人則持鳥ラモチ帰りける、跡にて何とて御返し被  
遊候哉と近習の衆申上けれ八、仰に此鳥は多分おのれ



か音八有間敷そ、人も毎<sup>レ</sup>物に器用成者八多分大なる智恵八なき物そ、か様におのれか本性のなきものを八大将たる者八もてあそはぬ物そ、と被仰出候に付能々聞八くる川に八をのれか音なき鳥とかや、誠に梅檀<sup>セントアン</sup>八二葉より香八しく松は一寸になれ八棟梁の才有といふも是也とて御智恵を感じ奉りけるとや

一 或人の物語に、秀吉公の言、芸能八人の位により入事と不入事有、織田常真八茶の湯・歌道・謡舞・鳴物・盤上の遊ひ花車風流の事八凡天下にならひなし、然れ共武道の事八信長公の切て捨給ひし

爪のさき程もなし 家康公八花車風流の事  
又八諸芸に八無調法なれ共、武道の達人にて国を  
治る事を凡我朝事八不及申、異国にもまれ成へ  
し、是を万能一心万芸一職に難替と言と宣ひし

一 太閤秀吉公大坂千貫矢倉にて内府様御家中の

者共を御覧有しに、何<sup>(いずれ)</sup>も思ひ<sup>(綺羅)</sup>くの将束寄罷をみ

がきけり、然る所に太閤の仰に、黒き馬にくれ<sup>(紅)</sup>なひ

の沓を跡輪に付たる八何と申侍そと御尋有、成瀬  
小吉と申侍にて御座候と申上る、身上八何程の者か  
と尋させ給ふ、二千石と申上る、扨々ほしき者かな  
我につかへ八五万石可被下ものをと被仰て後、内府

い 将束綺羅<sup>きらびやかな装</sup>

様 江御所望有けれハ、御受合(うけあい)被成小吉を召て  
如斯の仰也、太閤へ奉公に罷出候得と被仰渡時に  
小吉謹而申上げるハ、御情なき御意に御座候、私  
事ハ左様に不存、心を尽し身命をなけうち御  
奉公申上候に、加様の御意心外の至に奉存候、是非  
上様 江御上被成候ハ、切腹可仕と申上、誠に思ひ切たる  
気色にし涙をはらくとこほしけれハ、内府様御意  
に努々(ゆめゆめ)其儀にあらず、秀吉公江被召出候而八五万石  
可被下との御内意なれば誠に忝事也、其上  
上意に随ひ候へハ上の御望に叶ひ、又汝御旗本にあら  
は万事我為にも能事也、其上汝に漸々一千石あたへ置候

得八汝か立身の為にも莫太の幸なり、御旗本江  
罷出奉公申候得八、予に何様の忠をつくしたるよ  
り大成忠節なり、との御意をつくされ被仰聞候得共  
是非其儀にて候八、自害可仕と思ひ切たるを御  
覧し付られ、不及是非に此様子を被仰上候得者  
秀吉公の仰に、彼かいきおひさうて可有と被思召  
御所望被成候、切々内府八能人(トクシヤ)を被持たり、目懸  
て仕ひ給へと被仰ける、其後内府公江秀忠公  
の御家中老を御あつめ被成、小吉を御前江被召出被  
仰出ける八、汝か心指の趣申上候得八、汝心次第との仰  
也、尤我か心まゝなら八汝を上に奉公に出し見所

能仕度候得共此上八力なし、誠に汝新参の者なら  
八ヶ様に八申間敷そ、家久しき程懇に仕給へと  
秀吉公江申候得と御老中へ被仰渡、又仰に孔子も  
生国魯国を去り給ふ時八遅々として去給ふ、又齊の国  
にて八太夫の位にて候へ共釜入たる米のにゆる間  
をそきとてからよ祢を手に入立退給ひしとなり  
世話にも古郷忘<sup>キヤウ</sup>かたしと言り、久敷居馴なしみ  
たる所八はなれかたきもの也、又貧成家にて養  
ひ立し犬を引寄手前にて飯肉抔を多くはませ  
なつきたると心得、くさり縄抔とけ八元の貧家  
へ帰る物也、畜類さへ如<sup>レ</sup>此、况人間におひてをや、只

をそき〓遅き  
からよ祢〓から米？

はませ〓食ませ

くさり〓鎖

家に八久敷者頼み有、尤木曾義仲に仕へし越後の仲太杯か様成も有之候得共(そ)けれ八まれ也、小吉心さし満足不過之と被仰御涙を催さるゝと也、此故に御弓鉄砲の足輕を被召置るにも参州より東の者をかゝえ申せとの上意なり

心さし満足不過之之に過ぎず

被召置る〓召し置かるゝ

一 或人の物語に、駿河大納言様御幼少の時、国松様と申ける、相国秀忠公、御代を御ゆつり可被成と被思召上、御下心にて竹千代家光公よりも御国様を殊の外御寵愛被遊由 権現様被聞召上、或時被仰出は、竹千代・国松に久敷対面せず候間、兄弟同道にて出候様との上意にて、竹千代様お国様御同道被成

権現様<sup>江</sup>御出被成候得ハ 上意に竹千代殿これ  
ゑくくと被仰出、御座被成候上段へ御請し被成候故竹  
千代様御上段へ御上り被成候、お国様も続て御上段へ  
上り給はんとし給ふ時 権現様仰にハ無勿体、国ハあ  
れへ参候へとの 上意にてつつと下座に着座し給ふ  
頓<sup>而</sup>餅出候得ハ竹千代殿にまいらせと被仰、其次に国に  
もくわせよとの 上意也、又竹千代殿供の衆呼候へとの  
上意にて御供の衆御次の間に伺公<sup>(候)</sup>いたされし時  
是へ参候へとて御上段の際<sup>キウ</sup>迄被召、餅を御はさみ  
被成是をくわしませとの上意也、其次に国か供の  
者呼候へとの 上意故お国様の御供衆御座間の中へ

御請し＝おしょう(招)じ

入可申と被仕候時 上意に八無勿体と被仰、餅を御  
はさみ御次の間へ御なけ被成是をくらへとの 上意也  
右の様子相国様御聞被成、御国様へ御代を御ゆつ  
り可被成と被思召由 権現様<sup>江</sup>御面談にて被仰上候  
得八 権現様上意に、嫡子を捨て庶子<sup>ッ</sup>を家を継  
する八其嫡子家をつくへき器量ならさる故止  
事を得ずしての事也、嫡子の生れ付大形ならば  
嫡子立る事古今不易の道理也、其上惣領に  
家をゆつりて八縦其子不所存にても父子惣名<sup>アケ</sup>  
なし、庶子に家をゆつりて若其子不所存成時八  
父子悪名深し、又惣領の所存によのゆつらさる前

惣（悪）



に悪事出来る事有、武田信虎杯かことく也、只父  
 子の中八骨肉一体の事を不忘、大身程父子うと  
(たいしん)  
 からす様に和睦して心に不叶事あらは面談にて蜜  
(密)  
 々にいさめ給へ、大身成とて人をして言時八違布出来  
(ママ)  
 て悪事と成事有、我か三郎か事を思ひてかくゆふ  
 そ、我三郎を捨て今に夜の目を不寝様にて後  
 悔する也、只竹千代に其方の身目前成人をえらひ  
 附て守立させ給へ、然る時八天下もさかえ世も太平  
 なるへきそ、誠に百年の苦楽もいたつら事、一生八風  
(ゆめ)  
 の前のもし火、万事八春の夜の努なれ八我身の  
 栄花を不レ求天下万民の為を専に思ひ私欲

かくゆふそレかく言つそ  
 このように言つそ

無道を遠さけ子孫の長久の計をなし給へ、竹千代  
八後に八明將軍に可成そ我見る所有なり、と仰けれ  
は相国様ともかくも 上意奉畏たりと被仰上、其後  
程をへて又御対面の時分被仰上候八、先日被仰出候  
竹千代に附申家老共の儀、私所存に八酒井雅楽を  
後見にそなへ、土井大炊を諫言の臣となし、青山伯  
耆モリを守に付可申と存候八如何可レ有ニ御座一哉と被仰上げ  
れ八 権現様上意に一段(段)尤可然也、竹千代をは彼等  
三人に被為任、脇より何様の事を申共少も不聞入  
三人一同にして守立よと申付候八、竹千代八明將軍に  
成可レ申そ、竹千代事八善悪共に彼等三人申事を用ひ

給ひ必脇より人のいふ事を取上給ふへからず、我  
若かりし時三郎に付置たる人の事を弥四郎如  
様々に言けれ八誠と思ひ、我一世の間おもひ忘るゝ<sup>ワス</sup>  
隙なしとて御涙を催ふされ、子共の事八悪事有  
之と申聞する時八当時八殊の外にくしミ思ひぬれと  
日数をふれ八左八思はぬ物そ、必々三人に任せ他人  
の口を用ひたまふへからず、其故八付置者共の心  
底を能々不聞して中にてはからひ成かたきそ、とか  
く子共をよくもり立させ給へ、国を望も天下を望  
も子孫の為なれ八父子の間とゝこほり八悪事の上  
逆事邪義無道不<sup>レ</sup>過て之、との上意成けれ八、相国様

とゝこほり〓滞り

不<sup>レ</sup>過之〓これに過ぎざる

も御尤と思召かしこまり奉り候、と被仰上げらるゝと也  
其後 権現様江雅楽頭殿・大炊殿・伯耆殿右三人  
を被召寄、汝等三人に竹千代を頼ミ可申と秀忠被申  
候、いまた不申渡候哉 秀忠同前に我も頼むそと  
の上意なりけれハ、右三人衆謹而いまた被仰渡も  
無御座と被申上時、上意に昨日の事なれハ定而日  
柄をえらひ被申にて有へきそ、秀忠の内意ハ  
雅楽頭を後見にけな<sup>(そ)</sup>へ可申と被申そ、仁を以そたてよ、大炊八智  
を以て諫めよ、伯耆八勇を以て守立よ、汝等三人  
一ツに和内して諫言を入よ、汝等竹千代を我風と  
ひとしく可守立と思ふな、秀忠の風義にひとしく

可守立と思ふへからず、兼而いふことく慈悲を万の  
根元として風儀すきくハ有そ、たとへていふに我八  
寅の歳にて金性也、秀忠八卯年にて土性也、竹千代  
八辰の年にて火性也、人の生付も大形此人そ、我か  
金性成とて秀忠を金にせんと思ふてもならさる  
事也、此心にて三人の風儀八俄に直りかたき物そ  
其生付にしたかひて善政をおこなわせよ、第一肝  
要八武道おこたらさることそ、され八人の身命の生死  
をはかるに脉を取て手くび一寸の中にて知ることく  
に武家に武道の絶る八身命の死脉としれ、と被  
仰ける、雅楽頭殿八威儀正しくして物事嚴重に

詞すくなく、竹千代様御前に大炊殿・伯耆殿御出候  
得八両人衆もいよ／＼手をつかね座配を改め被申と也  
伯耆殿八竹千代様に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然候事有し時八三つから  
脇指を御次へなけ、大はためきに成御ひさの上に  
はひかゝり某を御成敗被成、御心を御直し被成候へと  
申上事度々也、大炊殿八無二の御相口にて内外毛  
頭も御隠し被成事無之、雅楽殿・伯耆殿帰宿の  
時八御酒の御相手と成給ひ雅楽・伯耆杯か様に  
仕候<sub>而</sub>八中々身命のつゝきかたく御座候、一盃の酒  
一世の栄花と申とて御酒の御相手になり、折を  
見合伯耆申上儀尤至極にて御座候、此事を雅楽

可承候八、御前に八何と可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遊候哉、只伯耆申上候通  
御受用被遊候而可<sup>レ</sup>然奉<sup>レ</sup>存候と被申上候得八必御承引  
被成候、誠に 権現様明君にて右のことく被仰付  
候御目利むなしからす 家光公八明君(まさ)将(ま)になら  
せ給ひたると言(いえ)り、此時 家光公は竹千代公と申奉  
りし也

一 相国様御他界の後、雅楽頭殿八西の丸江御移被成 弥(いよいよ)

家光公の御後見也、雅楽頭殿逝去前に八権威を  
大炊殿江ゆつり給ひしを世の人八是を不知して御  
前滞りたりといへり、是細川頼之かおこなひし例  
也、大炊殿八讃岐殿に威をゆつり讃岐守殿八河内守

殿江威をゆつり段々如此なる八百年を能さとりて  
 のをこなひ也、日中すれ八かたふき月満れ八かく物  
 盛なれ八をとるふる八天道の常也、四時(しじ)の席功を  
 なすもの八去といへり、此意八春八いつまでも春に  
 て八ならず、夏にゆつりて去り、夏八いつれもとゝま  
 らず、秋にゆつりて去ル、秋冬も又かくのことし、功成リ  
 名とけて身退く八天の道成と言も此意也、人の  
 道も又如此成へし、如斯ならさる時八災出来(いでく)る也  
 扨又伯耆殿八 家光公御代になりてひつそくにて  
 終り給ひぬ、子息青山因幡守殿八大番頭にて三  
 千石成しか 家綱公七歳の御時 家光公

四時(しじ) = 「しじ」  
 の慣用読み。  
 一日中の朝・昼・夕方・夜  
 の四つの時



御前<sup>江</sup>因幡守殿を被召、伯耆守忠信の事を漸々と  
思召被当たり、汝事伯耆守、我に仕へし様に  
竹千代に奉公仕候へと被仰出、信州にて四万石被下  
小室の城主ニ被成、此旨を伯耆方へ申伝へよとの  
上意にて御涙を催ふさる、誠に伯耆守殿無跡の  
誉れ 権現様御思慮毛頭もちかはす

小室〓小諸

ちかはす〓違はず

相国様御眼力未来を御見通し被成候、雅楽頭  
殿・大炊殿・伯耆殿三人一和せし事忠信無私と  
言つへし

一 権現様御末期の時分 相国様を被為召、將軍  
予か最期八はや近付たる也、天下を八何と心得候哉と

被仰けれ八 相国様仰に天下八乱と存候と被仰上候得  
八、御機嫌能きつとすみたり安堵なりとの

上意にて其次に 家光公を被召、其方後に八

天下のあるしそ、天下を治る道八慈悲そ、との

上意にてやかて薨御被成候こうご

一 御本丸様より西の丸様へ犬鷄色々の物まねをする

盲目を御慰のためとて被遣けれ八 相国様御前江

彼盲人を被召出 上意にたん一か平家のまね

を仕候得と被仰けれ八此盲目夫八不罷成と申上候

得八 上意にけれ八何の役にも立さる也、座頭八

座頭のまね、武士八武士のまねをするにて重

たん一が  
いち一、市、都、城  
盲人の名に付ける語  
\*一名(いちな) || 琵琶法  
師に付ける名字  
城一檢校(けんぎょう)が  
後宇陀天皇から「城」の字  
を賜ったのに始まる。初め  
「城」後「都」にかえ、更  
に「市」の字を用い  
て、いずれも「いち」と呼  
んだ。後に座頭にも用いる。  
座頭一(市)

宝なれ、犬鷄のまね八更々不入もの也、犬鷄八直に  
犬鷄の音を聞たるかよしとの 上意也

一家光公御幼少の時分八御内氣に被成御座しか  
二十歳の内外八御血氣甚さかんにして夜ニ御し  
のひ被成、町或八ほうけん坂などへ御出被遊たり  
し也、ほうけん坂八辻切度々有し所也、如此成故  
雅楽頭殿・大炊頭殿・伯耆守殿三人は夜の目を不  
合氣遣大形ならず、然れ共 権現様御眼力不  
浅 家光公御氣質直にして御慈悲深かりし  
故右三人衆一和して守立られしか、終に明將軍に  
ならせ給ふ

一 家光公八每事御詮儀大形ならず、御前にて御咄の衆  
権現様の御事咄出し被申候得者御中帯の時分八  
先待候へと被仰出御(まず) 被召、御座に御手をつかせ(睦方)  
られ 権現様八何と 御意被成たるかと御尋  
被成、物語を被聞召候と也、誠にせんたん八二葉より  
香はし

御座(おまし)

一 浮田中納言秀家公滅亡の事、浮田家を取立し忠  
臣八岡越前守長船又左衛門也、然るに又左衛門死して  
子長船紀伊守といふ者希代の大佞人にていまた人  
の言葉に不出る事をもさくり出す程の邪智有(こぼれ)  
者成しか、秀家無二の出頭家老也、抑秀吉公文

船 船の異体字

禄元年朝鮮国御征伐の時、毛利殿・浮田殿両大將たり、然るに釜山浦にて岡越前守八死す、末期に及秀家越前か枕元に被居、何事にても思ふ事あらは可<sub>ニ</sub>言置<sub>一</sub>と被申けれ八越前守何をか可申上と申ける、秀家涙を流し予か身の上に可言置事有之は可申と有し時、越前申ける八、申上候共御用ひ被成間敷候間、中々申上間敷といふ、秀家努々汝可<sub>カ</sub>遺言に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>背とて誓言を以汝必申にすへきと被申時、其儀にて御座候八、可申上とて近所の人をのけ、御家長久にと被思召候八、紀伊守申上候儀御執上被成間敷候、紀伊守を御用ひ被成候八、御家八滅亡

可仕候と申て終に死去す、其子跡を繼て越前と  
号す、然るに秀家(かの)彼越前か遺言少も不用万事  
紀伊守次第也、紀伊守大悪人成故浮田左京・戸川  
肥後守・花房志摩守・岡越前を初浮田殿一かと  
用に立侍を八支へ我か手に随ふ者を八取立、諸士  
を初め国中の人民を苦しめ奢大かたならず  
長船か心底に八主をたふらかし時を待て主の家  
をうはふへきと思ひ、尤秀家八秀吉公の御聳な  
れ八石田治部少輔に取入、万事浮田殿家の事  
長船かまゝ也、扨又浮田殿歩行の者に中村次郎兵衛  
といふ者あり、此者を長船、秀家の前能(よく)執成し

一かと〓ひとかど、一角、  
ひときわ。

歩行〓奉行

立身させ知行二千石賜り是又小出頭人也、長船八  
秀家に成、中村八長船に可成と思ふ心指也、秀吉公  
八御他界のさかいめを秀家の家老共見合、此儀あ  
やうきにより長船に八毒をあたえて殺したり、是  
浮田殿為を家老共深くなけきての事也、然所  
中村、四人の家老の事をひたと支へぬる故、秀家  
四人の家老共をにくみ給ふ事大形ならず、此事  
世上にかくれなければ如何成者や書たりけん、打わり  
てつかれぬ物はひぜんはち、つかふものにも用心を  
せよと書て秀家の門に立たり、秀家いきとを  
り給ふ故石田に下知して浮田左兵衛と戸川肥後

八徳善院に被預、岡越前と花房志摩八増田右衛門尉に預けたり、然るに四人の者共八ひそかに忍ひ出、内府様味方へ参り程なく関ヶ原合戦有しに、浮田殿一二万を引卒して出陣し給ひしか、はか／＼敷一戦にも不及たちまち敗軍し、主従三人になり四人の家老共にはきとられ八丈か嶋の流人となり世にあわれ成有様也、秀家或時八丈か嶋にて難苦の甚しさに花房志摩か所へ行て米の飯を食して死度との給ふよし、風の便に花房志摩聞て右のよしを言上仕、志摩守方より糧米を年々送りける、諸人志摩守心指を感す、中納言殿有様いた



はしさと涙を催ふす人も有、又天道のいましめ  
明らかかなり、忠臣共を四人迄追失ひ、折を見合せ  
浮田の家をうはわんと心さす長船にたふらかされ  
國中悉苦しめ給ふ天罰也、かゝる悪将如此成こ  
そ末代の見せしめなれ、といふ人もあり 権現様  
仰に、我、治部少輔なら八秀家のいかりをなため四  
人の者を本のことく安堵さすへし、其子細八近々  
一大事を思ひ立に無二の味方の秀家か人数を  
虚になす八石田か武道無案内の故なり、大軍に  
ても愚将の兵に勝なし、小軍にても良将の軍  
に八負なし、昔を見聞せよ、四人の者共浮田か耳目

鼻口也、人の家を人の身にたくらへて見よ、心ハ主君  
 眼耳鼻口八家老也、手足をは諸侍とす、身ハこれ  
 領地の民也、然るに目に物を見て心につくる時ハ  
 心其下知をなす、耳に声を聞て心に告る時心其  
 下知をなす、鼻に香をかきて心に告る時心其下知  
 をなす、色声香味此四の品を見聞かき味ひて  
 其事を耳口鼻手足に身につとめさすか人の  
 常そ、耳目鼻口無之時ハ身心手足有之ても何  
 の役にも立さることくに、浮田ハ人数多ク持ぬれとも  
 目耳鼻口もなき人のことし、秀家ハ愚成人にて  
 長船にたふらかされたるそ、大将たる者、仕者にも

たくらへて たくらぶ た  
 比ぶ  
 「た」は接頭語  
 比へる、比較する

用心すへし、玄宗の祿山、ちかくは石田、ふかくか  
かゑよ、諸人八皆うつつけ、我計知恵有と思ひて諸  
人のいふ事を不用して我氣に入たる者一人の言  
事を用ひ其家人にたふらかされぬるそ、唯何事も  
我身にくらへ人をつかふへし、たとへ八人の身八  
心のあるしとして見る事に八目をつかひ、聞に八  
耳、かくに八鼻、味ふに八舌、物いふに八口、取に八手、踏に八  
足、左<sup>二</sup>か八左の手右に八右の手足を用るか人の常  
なれとも秀家八たとへは只目にても鼻にても一  
はかりを宝と思ひ、其外の耳鼻口舌手足を捨る  
に同し、心の大将と成て耳口鼻舌手足を納る

ことくに人の大将たる者此心持なくて只我気に入たる者一人に任すれハ必家を失ふそ、家老出頭諸役人諸奉公人皆他人寄合心となれハ和合仕難し、我心たに我まゝならぬ世の中なれとも大将の心一にて諸人一和する物そ、其一和の本ハそれ〳〵に得たる事を勤さすへし、良医の薬を用るハそれ〳〵の薬種を能知て用る故皆病をいやすことく其者勝(すくれ)て能所を取用ゆへし、岡越前ハ良薬を不用して長船紀伊守といふ毒薬を受給ひ終に家を亡し身を苦しめ末代迄の悪名を得しそ、是忠と不忠を取違し故也、忠不忠をわきまへさるハ愚

將也、忠不忠を明らかに知る八明君成との 上意也  
是誠に至極の格言末代迄の龜鑑とすへし、浮  
田殿家に仕し浪人物語に、紀伊守不思儀の者にて  
中納言殿の心をしはりつめて置たり、いかんとなれ八  
をのれか言事を中納言殿用ひ不給と一度八涙を  
流し一度八いかり、(かの)彼御せいもんを御忘被成候哉、夫にて  
八天命御尽可被成と申せ八、秀家愚か成人にて紀  
伊守に恐れ紀伊守次第にせられたり、扱おのれ  
か同き一味の者を不断秀家の近習に置、一味の  
外の者八一言をも言事ならず、諸家中不残此事  
をかなしめとも言事ならず、只さゝやきたる計也、紀

伊守御横目多けれ八後に八兄八弟に恐れ、父は子ををそるし様に成て家中の風儀あしく表裏多くして心と口と相違せし、関ヶ原にても彼紀伊守に組せし者共か弓矢の道八しらされとも彼か取成にて皆時にあひたれ八先手を望ミ先陣をなす、此者共先手破れたりと聞より早く崩れかゝる故後陣の勇士も戦ふ事ならず、又秀家近習に有し者ともも大方紀伊守一味たりしか皆主君を捨敗北しける也、家運と八いひなから思ひの外成有様成とて涙をなかし語りたり、又老功の士の批判に、武家軍法におろかなりとかしこきと八大成違ひ

也、其故八関ヶ原合戦の時分、嶋津殿八七千の人数  
成しか共遠国薩摩迄引とらる、立花殿八わつか  
千二百の人数にて筑後迄引取れしに、浮田殿一  
万二千の人数を持たなから一日の内に主従三人に  
成て四人にはかれ近国の備前まで引取事ならす  
して世に浅間敷有様成八常々遠慮なく大身  
をかうまんして万我まゝ成故也、我まゝなる八家  
職武道に愚かなる故也、四人の家老せめて一人  
在之八敗軍をする共備前へはやく引取 権現様江  
御侘言被申八か程まで八成ましきに、かゝる浅間  
敷成行末代の将是を聞いていましめと仕給ふへ

かうまん  
傲慢

し、されハ秀家ハ愚にして偏に小人に任せられし  
故其国ほろひし也、長船勝て秀家の心に叶し事  
を申せし時、汝か事に背間敷と誓文を被立し  
と也、秀家ハ此誓文を不忘何事も長船に被任  
し也、長船、主の為を思ハ、人の命の不定を知てを  
のれ死て後も秀家の事の欠さる様にすること  
忠義にて可在に、左ハなくして四人の家老を初  
能侍をハ悉くさゝえ失へり、末代の大将心得たもふ  
へき事也、何程主の為をもふ様成共、能人をにく  
み失ふハ其主君の為にハ大敵成とおもふへし  
臣下を片寄て一人に威を振はせつかふへからす

為をもふ様 為を(お)も  
ふ(思ふ)様



それ／＼に随ひて平等につかふへし、人を知を第一の事たり、大将たる者可心得、又神文を用類に甚秘事口伝在之事をしり給八すと云々

一 相国秀忠公、御老中を被召寄被仰出八、福嶋左右衛門太夫事身上を取つふし候へと 権現様上意成

しか情々考ふるに左衛門太夫当家江対し忠節深くして不忠八なし、然ルに身上滅亡被仰付儀如何と被

仰出けれ八、御前に被居ける諸臣各目と目を見合 兎角御返答も不申上所に、本多上野介謹而被申

上げる八 上意のことく左右衛門太夫義、御当家江

奉対先第一の忠功八先年石田沢山江野城の時分

情々 つらつら  
物事に念を入れてするさま  
を表す語  
よくよく、つくづく

今度路次にて石田を討可申とて 権現様江参候  
故福嶋左衛門太夫・加藤主計頭・黒田甲斐守・浅野左京  
太夫・加藤左馬頭等凡五人也、此時も左右衛門太夫一番二  
参る、然とも 権現様無用之由被仰出、右五人の  
衆を御なため被成、治部少輔沢山へ歸る時三河守殿  
江本多を御添被成、路次用心仕候得との御内意にて  
治部少輔を為<sub>二</sub>御送<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>成候、又関ヶ原軍の時も黒田  
甲斐守才覚にて左衛門太夫居城を明 権現様  
御本陣と御定被成、右の時忠節有に備後・安芸  
両国を被下、其後秀頼公二条江御登の時、秀頼公  
たのみ<sub>二</sub>被思召候、一番左右衛門太夫・二番主計頭殿・三

番に浅野左京太夫成しか、第一にたのみに被思召たりし左右衛門太夫虚病をかまへ秀頼公二条江御上り時節不罷出、是御当家江無二一の心故也、加藤主計頭・浅野左京太夫兩人八秀頼公御供仕二条江罷出る権現様、秀頼公江御对面被遊御落涙不浅、其後主計頭・左京太夫兩人の心底頼母敷事をかんし被思召上、尾張殿江左京太夫娘、紀伊殿江主計頭娘を婚姻被仰付候事兩人の心さしを感じ思召ての御事也、(努々)夢々彼兩人の気を御取被成儀にて無御座候、扨又左右衛門太輔儀八御当家江の勲功八深く御座候得共大悪無道の侍也、先嫡子八助を籠く

たしにて殺す事、尤八助に罪有といひなから骨肉一  
体分身の事成に少八可思事也、扨又初而入国の時分  
水主(かこ)に今日の風八何風そとふ時、地あらしと申風に  
て御座候と申けれ八、入国の始に地あれて能(よき)ものか  
とて彼水主を切る、又備後よりたゞみの表を拵出す  
名物也、然るに他国の大名衆より 上様江(たてま) 上る畳の  
表よく左右衛門太夫方より表上ル悪し、此事を聞付備後  
国鞆トモといふ所の畳問屋を呼寄脇へ能表売たる  
事にくしとて畳の上につつふしにふせ大身(おおみ)の鑑  
にて自身只水中に棹指ことくに諸人に見物させ  
突ころしける、彼町人の利ある様に価をあたへな

地あらし(嵐)  
へ吹き降ろす風

山から沖

は何そ脇へ売へきや、如此成事いくらといふ数を不知  
扱又家来の侍大小となく咎の軽重を正さす、我に  
少あはされ八たちまち殺し、或八みつから打擲(うちつけ)  
す、第一利欲深く明闇利分のたくみ利欲のこと  
のみ也、此故に両国の人民安キ心なく下民迄我  
身に何そ心ならさる事にても少しのあやまり  
あれ八みつから身を引、自身くひれて死或八水に  
入或は自害す、誠に曆々(歴々)の侍さへしかたき死地を  
のかれしりそくに下民如此成八漸々手痛き仕  
置なれ八こそかくのことくならめ、此故に両国の人  
民二六時中(炎)ほのふの中に住かことし、然る時八左右衛門

太夫を亡し兩國の人民をすくふ事是大成慈悲に  
て天下を治る職分なれ八則天道に終る也、我に忠  
有とて何そ天命を可背やとの 上意にて御座候  
家康公常に被仰候ハ、自用の<sup>三</sup> <sub>(マ)</sub>輕とて三のはか  
り事有、天下をはかりて人をはかり、人をはかりて糧を  
はかる事天下の主ハいふに不<sup>レ</sup>及、国郡の主其末々迄  
も此心得なくて八身上立かたき物成に、左右衛門太夫ハ  
其心少もなくおのれか一身を楽しむへきため  
備後・安芸兩國の人民を苦しめ民のしゝむらを  
取て金銀となし倉に入、人民のくるしみ極れり  
然は左右衛門太夫一人を亡し万民を救ふ事天道也

しゝむら

肉叢  
身体、  
肉体

民の年中辛苦して作り立たる秋の実皆被  
召上食尽ぬれ八、天下にもかへかたき我身をミツ  
から害し失ふ八哀至極成に、此慮り八夢計も  
なく身をつみて人の心にそまらずしてをのれか  
一身をたのしむへき為に無道至極成有様、とかく  
いふへき様なし、此の無道人、我に功有とて其まゝ  
にて置時八備後・安芸両国の人民天道を恨むる  
ものぞ、夏の桀王、我身に(幡カ) 慢して我世長久ならん  
事天の日と同じ、若天の日亡八我身もほろひん  
といひしに、天下の人民我身を亡して成共桀か  
ほろひん事を願ひしと也、か様の事にて民の心能

夏の桀王中国古代の夏の  
国の王

不亡る 亡ぼさざる

しれ、我天下の主として如此の悪人を不<sub>レ</sub>亡る時八  
天道我をほろほし給ふそ、此心はたとへ八予汝等  
に物をまかせ置に、汝等無道を行ひ人民つみな  
き予をうらむる時八予又汝等を不亡して可有か  
予に天下の権柄を願給ふに、予に忠有し悪人  
を立置時八天道たちまち権柄を取上給ふそ、左  
右衛門太夫、予に真実の忠臣なら八毛頭非道を不行  
して国天下の太平をおもふへきに、左八なくして  
人民を苦しむる八忠臣ニ八あらず、<sup>尤</sup>左右衛門太夫当家<sub>江</sub>  
功あり、武勇甚他人に越たり、然れ共天命背かた  
しとの御内意にて御座候と被申上げれ八、誠に



断至極の御事成と御内談相究りて左右衛門太輔  
身滅亡せし也、然とも世人此御内談を不知して左右衛門  
太夫武勇勝れたる故御氣遣にて無理に御亡し  
被成たるといふは其实を不知人のいへる也、実八かく  
のことし積善家に八余慶有、不積善家に八必  
余殃(おし)有といへり

殃(わざわい)

一 備前国主池田新太郎殿出頭人熊沢次郎八といふ  
儒学者有、新太郎殿江 公方様より御暇被下  
備前江帰国の時分、次郎八、板倉周防守殿江暇乞に  
参けれ八、周防守殿、次郎八江対面し其方事  
只今にては賢人といふのよし、此上八重而江戸江参

事無用成へし、此段我も新太郎殿江可申と被仰  
けれ八、次郎八門弟共打寄、周防守殿八町人の公事  
沙汰こそ分別有へけれ、何として聖人の道を知り  
可給といひけり、周防守殿八　　権現様大かねを  
ひかへ如此いましめられし也、人此事不知して次郎八  
をすゝめ江戸詰をさせけるか、我一人にて国の権を  
とらんとせし故、家老と中悪成終に浪人と成  
ぬ、又土佐の国主山内土佐守殿家来野中主計  
といふ者、代々山内殿家老筋成し歟聡明人に  
越文学も有て君の為国の為忠有といへとも御  
当家第一の大かねを不知と見候て一人にて威を

中悪成　仲が悪く成る

振ひ同例の威をうばえり、是等も多分此わ  
後身上滅亡すへし、主計程成才力たくましき  
者なれハ此大かねを知傍輩に権威をゆつり候  
ハ、  
~~ハ~~国治り其身も無事たるへけれともしらされハ  
あやうき事也、是皆文学を好め共大道を不知  
もの也、此大かねの事 権現様の御仕置なり

一 讃岐の国主生駒吉岐守殿身代滅亡の事、吉岐  
守殿ハ東西をも分たさる程の人なれとも

権現様御政道の例、当公方様御慈悲によ  
りて先祖の忠を御賞翫被成、父讃岐守殿遺  
跡無相違被下、吉岐守殿江戸家老に前野助左衛門・

石崎若狭といふ者江戸の公役を勤む、然るに前野助左衛門小人にて我権威をほしるまゝにす、江戸御老中の威をぬすみ何事も江戸御老中様御下知と名付、国中おのれかまゝにして家中の侍共を助左衛門ニ縁有もの又八へつらい強くして助左衛門所江出入の者を八立身させ、助左衛門に不縁の者或八武勇有てへつら八さる者を八多く八取つふし、新参の侍をかゝえ大形おのれ壱岐守殿と成たり、尤家中の作法元祖雅楽頭殿制法は少もなく、むかし八昔、今八今成江戸の当代の御作法成とて侍の頭弓鉄砲等の物頭八元日の礼盃の次第も、算用奉行代官賄

人なとより懸て下輩になる、依之武道のはけ  
み少もなし、志有侍は身を引退け八、彼欲深き  
輕薄者、武道のはけミ難成故時を得てへつらい  
かさり、弁舌利口を以立身せん事をのみ我先  
と利銀を求るゆへ、國中悉く風俗悪毛頭もく  
つろきなく諸人の苦しミ不浅、故に国家老とも  
是をなけきて先祖雅楽頭殿よりの仕置八如  
此成と理を尽していへ共助左衛門申に八、江戸御作法  
左様成昔の風儀にて無之とて、一円に不用国  
中余に難成に及故生駒将監といふ家老江戸江  
罷越、御老中江罷出讃岐の國中痛申様子段々

申上、ケ様に被仰付候而八国中の人民難儀に及申候  
間、少しくつろき申様に被仰付被下候様にと申二付、江戸  
御老中何(いずれ)も御驚被成、努々不知儀と被仰、助左衛門を  
御呼如何成儀ソと被仰候得八、助左衛門申上候八、聊不  
存候と申二付、江戸家老と国家老と天下の御評定  
所にて対決に及時、生駒將監豎文を一通出し、乍  
恐是を御覽被成候得かしと申す、御老中一篇御覽  
被成時將監申上る八、乍恐其状を助左衛門に御見せ  
被成被下様にと申に付、助左衛門に右の状を御見せ被  
成候得八、助左衛門申上る八、此状八御覽被遊候通私所江  
生鯛二くれ申候礼状にて御座候、何の役に立申

事にと御座候哉、か様成うつけ者にて御座候間諸  
事御推量被遊被下候様ニと申上ル時、将監申上候八  
其状八助左衛門自筆にて御座候哉、御尋被成被下候  
様に申上ル、其時助左衛門申八、私自筆にて御座候と  
申時、右の状を将監方江取返し助左衛門方より江戸  
御老中様御下知と申越候数通の書状指出しけれ  
八、助左衛門一言の返答に不及則御評定所より直に  
御預に成、石崎も同前也、其後被仰出八壱岐守事  
先祖の功に対せられ国無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>被下候得共、如此の  
上八何共御そたて可被成様無之、いかに壱岐守愚成と  
ても助左衛門左様の悪人成事を不知、国民をいたため

一身を楽しむ八大成罪科也、然れ共壹岐守事各別  
生付各別の者、不便に被思召上故ゆりにて一万石被下  
江戸下谷下屋敷其分にて被下候間、江戸万事の  
礼法相務申様にと被仰付ける、扨又前野助左衛門事  
八大罪の者成とて一類共に悉く御成敗被仰付ける  
又石崎ニ被仰渡八前野・石崎と兩人にえらはれながら  
助左衛門か悪行に随ひ居候八不忠也、汝申所助左衛門承  
引不仕八残る家老共に相談仕、異見しても助左衛門  
一同せず八江戸老中へ内意を可申儀成に、身かまへを  
いたし如斯成行ひ迄其まゝ居候事罪科不輕、然共  
助左衛門と八格別故一類を御免被成、若狹計に切腹

ゆり後？  
古代「後」のことを「ゆり」と言つ。



被仰付此外被仰付侍数人也、前野一人の悪によりて  
主人壱岐守殿を始流罪・死罪又八浪人と成、身置  
所なき者数を不知、誠に一人をさりて万人をた  
すくると在之事をしらすしてかく成行そあわれ  
なり

一 松平石見守殿身上滅亡の事、石見守殿播州にて  
七万石を領せらる、駿河十八万石を可被下との御内  
談有之由、諸人の取沙汰に 権現様御孫にて  
おわしませ八左も可在といへり、然るに伊木伊織とて  
知行五千石取し者石見守殿一家老なり、又小川  
四郎左衛門と言ふ者肥後浪人成しを被抱しか、出頭

して国元の仕置伊織・四郎左衛門兩人にて取行ひける  
江戸頭人八菅遊白といふ者也、然るに四郎左衛門・遊白  
一味して国元より兩人にて申上候書状を遊白内見  
して其書状を書替へ四郎左衛門一人の言上に仕なす  
石見守殿夢計も知召給して伊織無奉公仕何  
の役ニも不立様に思召ける、伊織堪忍難成暇を  
こひけれ共埒不<sup>レ</sup>明故伊織播州を立退時、曆<sup>(歴)</sup>  
々の士大小共に三分二引退、此事ニ付石見守殿  
身代滅亡し伊織・四郎左衛門・遊白其外曆<sup>(歴)</sup>々の者  
数人御成敗也、此年八如何成年なればにや生駒  
吉岐守殿・松平石見守殿兩人共に身代滅亡

知召給して 知ろし召し給はず

埒不明 ちあかず

如何成年なればにや いか  
なる年なればにや

セし兩所の浪人未々何の事をも不知者迄宿  
をかすへからすとの被仰付故に身の置所無之  
所々にて妻子を害し身を失ひし者いくらと  
いふ数を不知、是偏に前野助左衛門・菅遊白兩人  
の姦邪より出て主をほろほし諸人を苦しめぬる  
事にくみても猶余り有、末代の主君たる人心得  
可在事也、され八生駒殿八大炊頭殿聳故亡た  
り、其故は前野助左衛門江戸詰して大炊殿へ取入  
残る家老の事をいひ妨しゆへ残る家老共  
八身を引、何事も助左衛門一人にて江戸・国共に権を  
とる、其頃天下の事に大炊殿の下知に背く者

一人もなし、其上生駒殿のためにしうとなれ八  
何事も皆大炊殿指図に任せける故助左衛門おの  
れか私ををこなわんとて八大炊殿下知無之に虚  
言をかまへ、大炊殿御指図と申故国の家老其外  
の者も非と思ひなから異儀に及者なし、依之私  
曲我まゝに行ひし故国亡ひし也

一 加藤式部殿会津四十万石を上ケ給ふ時分

上意に子有哉と被聞召候得八、式部殿御請に子無  
御座との事也、此故は今の内蔵介殿八妾の子也、内蔵  
助殿誕生の時分、内室殊の外嫉妬深き故子をもた  
ぬと誓言し給ふ、此誓言破る事ならさるとて

子なきとの御請也、悴事奉頼と言上被仕候ハ、左馬助殿よりの所領半分ハ相続可有に纒ワツカナル一言を守りて左馬助殿小身より武功を以て四十万石まで許領せられしを一時に失ひ被申事不孝の至也(拜)家運尽ぬる故とハいひなから残多き事ならずや夫(それ)正直慈悲知恵を神徳とす、此故に誓詞を用る大事有大将の大秘事成に、左馬助殿此秘事を知たまわぬか、若知ても子に密伝なくハ左馬助殿あやまり也、如此大名の身上滅亡の様子ハ色々替りぬれとも其外ハ皆一也、人を不知して小人を用ひ民を苦しめ、民の財をうばひとりて

蔵へ入給へる天罰也

一 古田兵部殿滅亡の事、兵部殿数年煩にて引込被

居尤登城被(衍字)不被仕候、就中一年程八家老共にも

目見得なく十右衛門とて百性の子なりしいやしき者を取

立知行千石賜る、此者より外一人にも対面せず

被召仕者八近習の小坊主迄也、如此成により家老

共主君の様子無心許存、日々夜々屋敷江罷出十

右衛門に様子を尋歸る外八他事なし、或時十右衛門方

より家老共を呼に遣しけれ八急キ罷出何も十右衛門

に会、殿様御気色いかゞ御座候哉と問へ八、十右衛門小声に

成て申候八其儀にて御座候、各呼に遣候八餘儀別にな

し、殿様に八御氣違候而只今正宗・貞宗杯の名作の御腰物・靈照女か花籠其外——宝物悉く御取寄被成、かなつちにて打砕き候へと被仰付候得共、某色々と申、先御延被成候様ニと申上、今日八御延被成候重而五六日の内に打くたかせ可被成との御意候と申けれ八、家老共涙をこほし切々物うき事かな、縦御病氣にて御公儀の御勤不被成候故に当家滅亡仕候とても、左様の御道具成共御座候はこそ御息達の御たすけにも成可申に、左様に被遊候而八御息達八何と可被成候哉となけきかなしみ袖をしほりて申八当家の御道具、天下の名物、殊に大閣様

御手つから下さりし御道具多し、其後

権現様御覽の道具也、然るに天下の名物をたち  
まち御失ひ可被成事是非もなき御事也、何と  
そ貴殿はからひにて留申事八成間鋪候哉、先祖  
兵部太夫殿御父大膳太夫殿江の奉公二而在之間  
貴殿一情被出候得と家老共涙を流し十右衛門を  
頼けれ八、重右衛門申様、然らば御打わらせ被成候時分  
各江可申遣候間、其節早々御出無遠慮御前江御  
出候て御留候へと言ければ、ともかくも此節の儀八  
貴面はからひ頼入候と申合たり、扨又十右衛門、兵部  
殿江申上る八、殿八はや三年の御煩殊に一年余り



家老共に御対面不被成候故殿をはやなき物と  
存、家老共一味同心仕、古田左京悴を守立御世継に  
仕、殿を八近日中に押寄害し奉る筈ニ御座候  
私も一味にて御座候、一味不仕候而八彼等か所為を  
細かに可承様無之故、具(ウツク)に承候而可ニ申上一ため一  
味仕候と申けれ八、兵部殿是を聞、扨も案外成事  
口惜次第也、彼等を何とはからい可レ然かと被申  
けれ八、十右衛門申八、害し奉る日限相極候八、其時様  
子可申上候間、御次の間(詰)つまりレに侍共を被指置  
左京を始御うたせ被レ成可レ然奉レ存候と申に付其  
儀に相定置、其後家老共方へ十右衛門申遣しけ

る八内々申合候事只今に候間、早々御出候得と申越候故  
家老共取物も取あえす(いずれ)も急き参りけれ八御居  
間へ参候様にと申に付、何心もなく居間へはしり行  
所をいひ付置し侍共先左京を御意成とて切臥(ふせ)  
たり、其外の家老八切殺さるも有、一兩人八江戸町屋江  
逃退たり、此事 公方様江兵部殿より言上ニ申上は八  
私、家老共私を害し可申たくみ仕候故如此成敗申  
付候、尤私跡式望無ニ御座一候と言上被仕ける、家老共八  
罪無に殺され、其後一兩年過候て兵部殿病死也、勿  
論跡目不立、天下にうつつけの名をえられたり、十右衛門  
存念八家老共を切殺し、兵部殿存生之内おのれ

一人にて威を振ひ、兵部殿死去の後に兵部殿跡目不立候得は追腹不切して八難成故、主の家を亡しをのれか一命をのかれんため如此手たてはからいたると也、是偏に兵部殿愚成故十右衛門一人か言を信してかく成行こそ哀成と人々いひあへり、かゝる讒言八昔の事かと思へ八今も多し、され八世にをそろしきもの八奢ものなり、大名の家を亡し身を失ひし者近代もいくらといふ数しれす

一 加藤肥後守殿身上滅亡の事、清正の秀頼二条江御上りの供し給ふ故といふ八大成非也、其罪にて御亡し被成候八、浅野殿も同事たるへけれとも、其儀

にあらず、只後の肥後守忠廣私欲深して人民を苦しめ給へる故也、加藤式部殿も同前也、左馬助殿・肥後殿・太夫殿といひし三家共に私欲よりほろひたり、又肥後殿・式部殿八御旗本諸役人江まいなひうすきゆへ滅亡といふ人有、是おのれか心にたくらへていへるなり嶋津殿八さしてへつらひもなくすくれて賄賂をも行れされ共、先祖の家法を能守り居給ふ故夢(努)計もあやうからず、我国をおさめす人民を苦しめて御旗元江金銀を送り家をたてんとおもふ八たとへ八大木の根を堀からし其实を人に送り其木を立をかんとはかるに同し、樹木の根を養ひて

たくらへ たくえるの誤法  
か?  
たくえる ならざる

かたくする時ハ其木次第に盛長する時花を折実を取  
て其余慶多を以人の元へも送ることくに、各其国  
を能治め民を安くして後、其分限に随て他の音  
信贈答の礼儀を行へハ国家も長久す、然はへつ  
らいまいなひハ不入、只我預りの国郡さへ治れハ上へ  
の大忠なれハ、国家長久のはかり事是に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過、国  
のあやうくほろふへきうれいなし、凡、人民を苦  
しめ乱をなさしめて寛永年中の嶋原抔の様  
なる事大不忠候ハ、浮田殿・福嶋殿・生駒殿・松平石見守  
殿・加藤式部殿・加藤肥後守殿・古田兵部殿如斯成事  
諸大名の能鑑也、又臣下たる者ハ長舩紀伊守・石崎

若狭・前野助左衛門・小河四郎左衛門・菅遊白・野中主計  
を以(いましめ)戒とすへし、前車のくつかへるを見て後車の  
戒とせさらんや

一 或人武州品川に行けるに品川のはつれに大門有、此  
所にて若き輩ヲトコ老翁に向て此門は何(いずれ)の頃より  
立候哉と尋けれハ、翁の言、此門は昔我等若かりし時分  
上総助殿の御門なりしか、大坂一乱の後罪有て御  
家亡ひて、今信州諏訪の御住居誠に哀也、其後駿  
河大納言忠長卿御屋敷の御門成しか、爰にうつし  
て今品川の辻門と成て、往還の旅人只目にて見る  
も有、心にて観するも有、されハ上総助殿ハ御心けな

けにて血氣の勇を御このみ、人の恐るゝ淵川池な  
とへ少もひるむ心なく御入、箱根の池八終に人の不入  
所なれ共此人ひとり入給ひしと也、如此けなけなれ  
共軍法をしろしめされずして大坂の軍の時、不覺  
にて御身上滅亡也、切又駿河大納言殿八

家光公御一腹一生別に無之御兄弟にて 相国秀

忠公八此人に天下を御ゆつり可<sub>二</sub>被成<sub>一</sub>御内意也と聞

しかとも 東照宮の上意にて 家光公<sub>江</sub>

譲りたまふ、然るに 相国様薨御の前年に駿

府を御退甲州<sub>江</sub>御ひつそくなり、此事

家光公御かなしみ度々

相国様へ御<sub>(ことわり)</sub>理被

仰上、或時御対面の刻御病中の儀に御座候間、是非  
大納言御勘気を御赦免被遊、御目見被仰付被下  
候様ニとしきりに被仰上げれハ　相国様御涙を  
流したまひ御状箱より一通の文を御取出し、是を  
見給へとの　上意也　家光公御覽被成とかくの  
御一言なく重而駿河殿事御訴詔なし、此一通ハ駿  
河大納言殿より　相国様江御訴詔に、駿河御領  
分程五幾(幾)内にて被下、大坂の御城を御預被下候様ニと  
被仰上候由、虚言ハ不知其後駿河殿ハ上州高崎にて  
終に御自害也、上総助殿ハ　権現様の御子  
秀忠公の御弟也、駿河殿ハ　相国様の御子



家光公の御弟なれ八此両君かく成たまふへきと八  
聊おもふものなかりしかとも、正道をしろしめさゝれ八  
無<sup>二</sup>是非<sup>一</sup>身の行衛哀なり、され八御親戚にあらさ  
れとも (ゆくえ) 公方様御忍にて三歳の童子東西  
を分たさる人にさへ先祖の功を御捨不被成、大国を  
賜に正しき 公方の御子御弟なれ共、御心さまあ  
しき衆右のことく御成行末なれ八、非道にして八將軍  
の御子弟にても自滅したまふを以御一族又  
諸侯の鑑としたまふへき事也、是皆したしみを  
頼みて大者たもふ故なり、誠(マ)に難成御政道、異国八  
不知我朝に八延喜の御代といへ共、時平の讒言にて菅

承相罪なくして左遷せられ給へハ、今此御代にハをとれるか、然れハ当代に増ハ本朝にハなし、此御代に生る事を樂しみ、又此御代の御掟を恐れ守るへし大小上下貴賤男女心を留て此門を見、各の分限相応に覺語(悟)可在事共成と語りける程に、芝口迄耳をそはたて聞したい帰りしか、此老人とちか付て語へきと思し内にいつくにてか見失ひけん行衛しらす

一 井伊掃部頭殿家老岡本半助、或時江戸におゐて掃部殿江申けるハ、惣して兼而(悟)の覺語肝要にて御座候、御家中若常々儉約に無御座候て困窮

仕候八、平生迷惑仕のみならず俄ノ大事に至<sub>而</sub>御用に  
立かたく候、尤殿の御制法堅固に御座候故御家  
中の諸人も不覚悟八仕間敷候得共、弥儉約を守  
り奢不申様に被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>然と申けれ八、掃部殿被仰  
八、汝か申ことく也、我は昔の風儀を少も不忘常に自  
身に儉約を行て人に見するそ、旅に出る時も其先々  
在所の物を料理さする也、品川にて八蛤、八王子にて  
八いも・わらひ也、是　　権現様常の上意に身を  
つみて人の心にとまれと被仰たる儀を尊みて  
かくのことし、我行ふ事不成事八家中の者に無理ニ  
行へといはぬ物そ、尤人の生付一様に八なきにより数

寄とすきさるものなれ八能事とて余法度数多八  
悪敷也、千の内より百えらひ、百の内より十、十より一を  
取て肝要成事を法度せよ、主よりしきりに法度を  
出しぬれ八家中せわしく成物そ、人この守り能程のか  
けんをへて人の心に背かざる様にいひ付おのつから  
勤るかよし、家中一和していひ事なきか今時の  
上様江の御奉公そ、沢山(さわやま)へ帰り法度を不成して国中  
に儉約をしめすへしとて頓而沢山江帰り給ふ、入城の  
日、道にて江戸より供にて上りたる諸侍悉く呼寄  
木綿・布子・羽織数多取出し家老出頭人を初右  
の布子・羽織を被下、其上にて仰ける八昔我親汝等

かけん  
かげん  
加減

か親共八日夜甲冑を着し居たり、是偏に世を治  
めん為也、汝等此もめん・ぬのこを着るも同し心そ、(いすれ) 何も  
着候らへ、とて自身も木綿・布子を着給ふ故家老  
を初家中の土木綿衣装を着す、然所に沢山より  
迎に出し侍共爰をはれと衣装をかさり出たりし  
掃部殿をはしめ供の侍の衣装を見て驚き何も着  
て出たる小袖を引ちきりて捨度程に思ひしか、其日  
より衣装のをごり法度なくして止め、其後帰城の  
祝ひにいつものことくに家中に振舞を被下時さくく  
汁にさしかき・なます・あらめのに物・こまめ入たる料理  
也、其振舞の上にて御咄に、関八州を領し給ふ時分

御在京成し時、京法・江戸法と万事二やうありたるそ  
衣装も箱根を越候得八上方衣装を八人物に入置ヲキ、又  
京都にて御家中御番衆に御酒を被下候時分、御吸物  
に小付・御酒其上にて茶迄被下たるそ、江戸にて八御  
番衆に御酒被下候時八何ぞ取肴一色にて被下  
又湯漬を被下時八焼味噌計也、無事の世にても  
油断八難成そ、常々儉約ならすして困窮すれ八  
俄の事に望ミて用に立ぬもの也と仰ける、其後掃部  
殿早朝より遠乗に御出の時、或侍の屋作り(家造り)そさう  
成屋敷にすくやかなる色白き男、馬の湯洗して  
居たり、此屋敷江掃部殿馬を乗入見給ふに、其身

上を問せらるれ八、百五十石取土也、此侍を召出し加増百五十石被下時、被仰渡に八、家見苦敷して人馬身上二過て所持仕たるをかんする也、家居(ばかり)計 奇麗にして自然の事の有に家に八のりて被出間敷そと被仰故に、屋作分限に過て結構にせしもの八首尾悪敷様に有て身持くるしく覺得たり、夫より家中の奢しつまり、今天下に名誉を顕し給ふ、然共嫡子(鞞)勤負殿の事、掃部殿に八正宗の刀には切也と諸人となへたり

此下卷八或人かつて其聞る所を記せり、然るに旧樽はなはた鄙言イヤシ多く次序なく

かんする 感ずる  
家居(いえゐ)

しつまり 鎮まり

鞞負(ゆげい)

鄙言|| いやしい言葉  
次序|| 順序

して疎謬ソヒヨウすくなからず、予亦其詞たらさ  
るを補て余り有をけつり其はなはた鄙  
埋バイなるを八是を改めて前偏の附録とす  
ウウツム東照宮の御格言より近世の諸侯領覆の  
跡に至るまで皆是君臣の明誠(かい)なり、蓋(けだし)阮  
注の跡を考る後裔エイの鑑とするに足り、い  
はゆる前車のくつかへすを見て後車のい  
ましめとする也、本朝古来知字漢字の書  
多しといへとも皆是詞をはなやかにして文  
をかさるのみにして身治め人ををさむる  
道におゐて八用なし、若此上下の巻を能



モテアソ  
翫<sup>モテアソ</sup>ひあちはひて行ひ用る人あらは必天  
下国家を保つに足なん、誠に至れる宝  
成へし、是を読ん人、予記せる詞のつ  
たなきを以おろそかにし給ふ事なかれ

読ん人  
読む人